

立入禁止区域について

砂止堤安全対策工事のため、立入禁止措置を行います。範囲は下図で示した箇所となります。

- ・立入禁止期間：令和3年6月中旬～令和3年11月末（予定）
- ・工事名：新潟港海岸（西海岸地区）砂止堤築造工事
- ・工事概要：老朽化した旧縦堤を大きな石で覆う安全対策工事
- ・その他：立入禁止区域の設定以外に、工事用資材等の搬入時に一部通行規制も実施します。
その際は交通誘導員を配置しますので、指示に従って通行下さるよう併せてよろしく申し上げます。

※変更がある場合は随時HPにて周知致します。

 : 立入禁止区域

